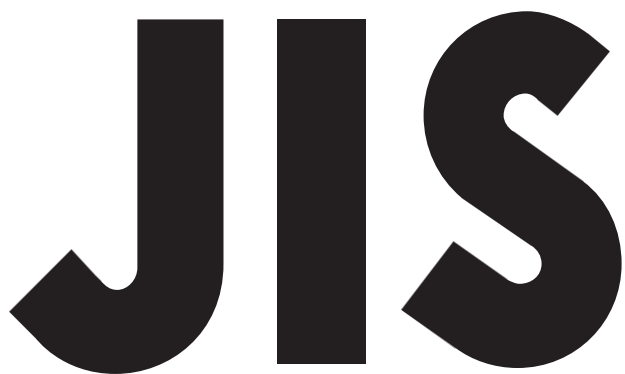




電気音響－オクターブバンド及び
1/N オクターブバンドフィルタ（分析器）－
第 3 部：定期試験

JIS C 1513-3 : 2021
(IEC 61260-3 : 2016)
(JSA)

令和 3 年 5 月 20 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊 田 亜紀子	東京大学
(委員)	岩 本 光 正	東京工業大学
	大 隅 慶 明	一般社団法人日本電機工業会
	窪 田 久美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	島 村 正 彦	一般社団法人日本電気計測器工業会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	藤 倉 秀 美	一般財団法人電気安全環境研究所
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	南 裕 二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	若 月 壽 子	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 3.5.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 3.5.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：公益社団法人日本騒音制御工学会
(〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-12-6 麹町グリーンビル)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 試験のための供試品	2
5 適合性	3
6 事前検査	3
7 電源	3
8 環境条件	3
9 備える必要がある機能及び一般要求事項	4
9.1 一般事項	4
9.2 試験機器	5
10 中心周波数における相対減衰量又は実効帯域幅偏差の試験	5
10.1 一般事項	5
10.2 中心周波数における相対減衰量の試験	6
10.3 実効帯域幅偏差の試験	6
11 直線動作範囲、測定範囲及びレベルレンジの調整器、並びに過負荷指示器	6
12 直線動作範囲の下限値の試験	7
13 相対減衰量の測定	7
14 文書	8
附属書 A（参考）正弦波掃引試験に関する不確かさ	11
附属書 B（参考）指数掃引を用いた実効帯域幅の試験例	14
附属書 C（参考）1/3 オクターブバンドフィルタの試験のための規準化周波数	16
解 説	18

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS C 1513:2002** 及び **JIS C 1514:2002** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 1513 規格群「電気音響－オクターブバンド及び 1/N オクターブバンドフィルタ（分析器）」は、次に示す部で構成する。

JIS C 1513-1 第 1 部：仕様

JIS C 1513-2 第 2 部：型式評価試験

JIS C 1513-3 第 3 部：定期試験

電気音響—オクターブバンド及び 1/N オクターブ バンドフィルタ（分析器）—第 3 部：定期試験

Electroacoustics—Octave-band and 1/N (fractional) -octave-band filters— Part 3: Periodic tests

序文

この規格は、2016 年に第 1 版として発行された **IEC 61260-3** を基とし、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

1.1 この規格は、クラス 1 又はクラス 2 の仕様に適合するように設計されたオクターブバンド及び 1/N オクターブバンドフィルタの定期試験の手順について規定する。この規格の目的は、全ての試験機関が一致した方法を用いて、定期試験を行うことである。

1.2 定期試験の目的は、試験が行われた環境条件下で、限定された主要な試験項目について、オクターブバンド及び 1/N オクターブバンドフィルタの性能が **JIS C 1513-1:2020** の適用可能な仕様に適合していることをオクターブバンド及び 1/N オクターブバンドフィルタの使用者に保証することである。

1.3 この規格は、定期試験に必要な最小限の項目を規定する。

1.4 この規格に規定する定期試験は、次に適用する。

- 製造業者が **JIS C 1513-1:2020** の仕様に適合する旨を宣言するフィルタ
- 型式評価に責を負う試験機関によって、**JIS C 1513-2:2021** の試験手順に従って型式評価試験に合格したフィルタ。ただし、合格していないフィルタにも適用が可能である。

1.5 定期試験の範囲及び試験項目の数を限定しているため、この規格に規定する全ての試験に合格しても、型式評価試験に合格することが示されていない場合には、**JIS C 1513-1:2020** の要求事項に適合していると一般的に結論づけることは不可能である。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61260-3:2016, Electroacoustics—Octave-band and fractional-octave-band filters—Part 3: Periodic tests (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。